

H24.1.27 平成23年度	障一1
佐世保市保健・医療・福祉審議会	

佐世保市障がい者プラン
佐世保市障がい福祉計画
(素案概要)

平成24年1月

佐世保市

計 画 の 概 要

計画策定の背景と趣旨

「障害者自立支援法」施行に伴い、平成19年3月に「佐世保市障がい福祉計画」を策定いたしました。その目標と取り組みは、「佐世保市障がい者プラン」と同時策定の第2期計画（平成21～23年度）にも引き継がれました。

第2期計画期間中における取り組みの成果及び法改正の内容とを踏まえ、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズ、さらには新たに創設された福祉サービスにも対応した、新しい「佐世保市障がい者プラン」及び「佐世保市障がい福祉計画」を策定することとしました。

計画の位置づけと計画期間

この計画は、障害者基本法第9条第3項に定める「市町村障害者計画」としての「障がい者プラン」と、障害者自立支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」としての「障がい福祉計画」を一体として策定するものです。

計画の理念と目標

この計画は、ノーマライゼーションの理念の下、障がいのある人もない人もお互いに一人の人間として尊重し合い、共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現を目標とします。

また、障害者自立支援法の趣旨に則り、障がい者の自立への意欲を高めるとともに、施設入所・入院から地域生活への移行を促進し、障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくりを目指します。

計画の基本的視点

- (1) 障がい者の主体性、自立性の確立
- (2) 障がい者のライフサイクルを見通した個別支援システムの強化と連携
- (3) すべての人の参加によるすべての人のための平等な社会づくり
- (4) 障がいの重度化・重複化への対応（重症心身障がい児（者）への対応）
- (5) 障がい者の高齢化への対応
- (6) 多様な障がいに対応する専門性や体制の整備

計画の策定体制

(1) 障がい者専門部会の設置

(2) 障がい者の状況（平成23年3月末現在）

- ・身体障害者手帳所持者数 : 12,021人
- ・療育手帳所持者数 : 2,146人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者 : 1,199人

(3) アンケート調査の実施

調査対象	平成23年8月1日現在、市内在住の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の中から無作為抽出した4,000人
回収結果	配布数：4,000件 有効回収数：1,844件（有効回収率：46.1%）

(4) ヒアリング調査の実施

アンケート調査では把握できない部分に対し、ヒアリング調査を実施しました。

調査は、障がい者団体、ボランティア団体及びサービス事業所を対象に、ヒアリングシートを配付して回答を依頼し、回答のあった団体、事業所の一部を対象として直接の聞き取りによる調査を行いました。

施策の概要

1 啓発・広報

障がいのある人も障がいのない人も、それぞれがかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかし、障がいや障がいのある人に対する無理解や誤解から生じる差別や偏見がなくなったとは言い難い現実があるのもまた事実です。様々な広報手段を活用して啓発・広報活動の充実を図ることが大切です。

【施策項目】

1. 啓発・広報活動の推進
2. 人権教育・福祉教育や交流及び共同学習の推進

2 生活支援

障がい者施策の目指すところは、「ノーマライゼーション」の理念の実現であり、住み慣れた地域での生活が保障されることにあります。このため、利用者本位の考え方に立って、個々の障がい者の多様なニーズに対応するサービスの質的・量的充実を努め、すべての障がい者が豊かな地域生活を送れるような支援体制の確立が必要です。

【施策項目】

1. 相談支援体制の充実
2. 日中活動の場及び在宅サービスの充実
3. 入所施設・長期入院から地域生活への移行促進
4. 居住支援の充実
5. 地域で支え合うネットワークづくり
6. 移動・外出の支援
7. コミュニケーションの支援と情報提供
8. 経済的自立と負担の軽減
9. スポーツ・文化活動の振興

3 生活環境

障がい者をはじめ、すべての人々が安心して快適に生活できる環境とは、まちづくりの基本目標である健康、安全、創出、雇用、共生などの実現です。

21世紀のまちづくりは、バリアフリーだけではなく、共に生きるというノーマライゼーションの理念を社会共通のこととしてさらに浸透させなければなりません。

ユニバーサルデザインによるまちづくりを進め、障がい者等に配慮することを特別なこととはせず、すべての人にとって暮らしやすい空間やまちの形を創出することが求められています。

このような福祉のまちづくりの取り組みは行政のみで実現できるものではなく、市民全体の理解と協力が不可欠です。福祉のまちづくりこそが、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであるということを、市民に認識してもらう必要があります。

【施策項目】

1. バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進
2. 障がい者に配慮した防災・防犯対策の推進

4 教育・育成

ノーマライゼーションの理念からは、障がいのある子どもも、障がいのない子どもとできる限り共に教育を受けることが本来の姿です。そして、障がい児の教育・育成においては、その子どもが将来、社会人として自立し、かつ社会の中で生き生きと希望に満ちた生活を送れるよう、もっている能力を最大限に伸ばし、将来社会的に自立するための基礎、基本を身につけることが目標となります。

そのためには、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な教育、療育及び支援を行うこと、また一人一人の障がいの種別・程度、能力・適性等を考慮し、基本的には障がいのない子どもと共に学び合える教育を行うことがなによりも重要です。障がいがあるために、他の様々な能力を発達させる機会が妨げられるようなことがないような教育指導体制が確立されなければなりません。

【施策項目】

1. 療育、教育相談、就学指導体制の充実
2. 障がいの特性に応じた療育・保育・教育の推進

5 雇用・就業

障がい者がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障がい者自身の生きがいにもなります。働く権利はすべての人に基本的人権として認められており、働くことを望んでいる障がい者の誰もがその適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。そのためには、能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、障がい者の雇用機会の拡大を図る必要があります。

【施策項目】

1. 障がい者のための総合的な就労支援
2. 障がい者雇用に対する理解の促進

6 保健・医療

障がいの原因には、先天性のものと事故や疾病等から生ずる後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実するとともに、後天性のものについては特に予防面を強化する必要があります。

また、障がい者には、定期的な医療を必要とする人がいるばかりか、その障がい故に健康の面での問題を抱えている人も多い状況です。特に難病の人は療養が長期にわたるため精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の展開が求められています。

さらに、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーションが重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。

【施策項目】

1. 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見・早期治療
2. 障がい者のための保健・医療・リハビリテーションの充実

障がい福祉サービス等の事業量の見込み

平成 26 年度の目標値

- 福祉施設入所者の地域生活への移行者数：95人
- 福祉施設から一般就労への移行者数：8人
- 就労移行支援事業の利用者数：51人
- 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合：12%

事業量見込

(1) 障害福祉サービス等の事業量見込み

(平成23年10月1日現在 ※実績のH23数値はH23. 8月分)

区 分		第2期(実績)			第3期(見込み)		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
訪問系サービス	利用者数	223	248	264	253	257	261
	利用日数	6,494	5,310	5,988	6,358	6,429	6,500
日中活動系サービス							
生活介護	利用者数	232	307	521	803	818	829
	利用日数	3,381	4,337	8,795	14,556	14,922	14,992
自立訓練(機能訓練)	利用者数	2	3	1	1	1	1
	利用日数	28	18	9	8	8	8
自立訓練(生活訓練)	利用者数	57	71	70	100	100	100
	利用日数	682	658	947	1,583	1,583	1,583
就労移行支援	利用者数	18	27	36	42	44	51
	利用日数	325	519	639	852	887	1,035
就労継続支援(A型)	利用者数	23	32	48	59	76	83
	利用日数	465	622	1,021	1,177	1,549	1,703
就労継続支援(B型)	利用者数	101	167	421	502	546	568
	利用日数	1,801	3,129	8,155	10,024	10,864	11,359
療養介護	利用者数	17	17	17	17	17	17
短期入所	利用者数	30	25	35	35	35	35
	利用日数	234	175	259	229	229	229
居住系サービス							
共同生活援助・共同生活介護	利用者数	203	247	301	324	367	420
施設入所支援	利用者数	30	41	162	536	525	511
相談支援							
計画相談支援	利用者数	0	35	38	60	634	2,222
地域移行支援(新設)	利用者数	—	—	—	7	7	7
地域定着支援(新設)	利用者数	—	—	—	19	22	22

(2) 地域生活支援事業の事業量見込み

(平成23年10月1日現在 ※実績のH23数値はH23. 8月分)

区 分			第2期(実績)			第3期(見込み)		
			H21	H22	H23	H24	H25	H26
相談支援事業	障がい者相談支援事業	(か所)	5	5	5	6	6	6
		(件/年)	4,870	6,325	6,500	6,500	6,500	6,500
	地域自立支援協議会	(か所)	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業		(か所)	1	1	1	1	1	1
成年後見制度	申立支援	(件/年)	0	0	0	1	1	1
利用支援事業	利用支援	(件/年)	0	0	0	1	1	1
コミュニケーション支援事業								
	手話通訳者設置事業	(か所)	1	1	1	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	(件/年)	502	508	643	730	828	939
日常生活用具給付事業								
	介護・訓練支援用具	(件/年)	14	16	18	20	22	24
	自立生活支援用具	(件/年)	62	49	54	59	65	72
	在宅療養等支援用具	(件/年)	26	24	26	29	32	35
	情報・意思疎通支援用具	(件/年)	33	52	57	63	69	76
	排泄管理支援用具	(件/年)	4,301	4,844	5,328	5,861	6,447	7,092
	住宅改修費	(件/年)	6	6	7	8	9	10
移動支援事業		(か所)	29	30	31	31	31	31
		(人/月)	40	54	53	45	46	47
		(時間/月)	284	385	415	356	364	372
地域活動支援センター機能強化事業		(か所)	6	5	4	3	1	1
		(人日/月)	1,466	1,446	1,378	1,256	854	854
訪問入浴サービス事業		(人/月)	5	7	9	11	11	11
		(回/月)	36	53	65	83	83	83
日中一時支援事業		(か所)	15	14	15	15	15	15
		(人/月)	1,311	1,363	1,502	1,602	1,602	1,602
施設入所支援支度金給付事業		(人/年)	8	9	9	8	8	8
社会参加促進事業								
	奉仕員養成研修事業	(講座)	7	7	8	8	8	8
		(人/年)	133	94	130	130	130	130
	自動車運転免許取得事業	(件/年)	8	6	4	7	7	7
	自動車改造費助成事業	(件/年)	4	11	4	7	7	7

(3) 児童福祉法上のサービス事業量見込み

(平成23年10月1日現在 ※実績のH23数値はH23.8月分)

区 分		第2期(実績)			第3期(見込み)			
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
児童発達支援	障がい児通園施設からの移行及び新たに児童発達支援センター創設	(人/月)	—	—	—	26	26	26
		(人日/月)	—	—	—	520	520	520
	重症心身障がい児(者)通園事業からの移行	(人/月)	—	—	—	4	4	4
		(人日/月)	—	—	—	163	163	163
	児童デイサービスⅠ型からの移行	(人/月)	—	—	32	32	32	32
		(人日/月)	—	—	86	79	79	79
	合 計	(人/月)	—	—	32	62	62	62
		(人日/月)	—	—	86	762	762	762
保育所等訪問支援	(人/月)	—	—	—	8	8	8	
	(人日/月)	—	—	—	1	1	1	
放課後等デイサービス (児童デイサービスⅡ型から移行)	(人/月)	—	—	63	58	68	68	
	(人日/月)	—	—	513	412	483	483	
障がい児相談支援(利用計画の作成)	(人/月)	—	—	—	54	54	54	